

八重山郡体育協会表彰規程

平成27年6月25日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、八重山スポーツの発展に貢献し、その功績が顕著で他の模範として、推奨に値する者の表彰について必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、団体個人に対して行う。但し八重山を代表した団体、または個人。

(1) 優秀競技者賞 (その年内での成績、1月1日～12月31日まで)

- ①沖縄県民体育大会で優勝した団体または個人。
- ②沖縄県記録を樹立した団体または個人。
- ③県中体連、県高体連が主催する大会で優勝した団体または個人。
- ④県体協の加盟団体が主催する大会で優勝した団体または個人。
- ⑤九州地区大会に出場し、3位以内に入賞した団体または個人。
- ⑥国民体育大会に県代表として出場した者。
- ⑦全国大会に県代表として出場し、6位以内に入賞した団体または個人。
- ⑧沖縄県選抜選手として九州・全国大会等へ出場した者。

(2) 優秀指導者賞 (指導歴、1年未満は除く。)

県大会優勝・九州大会3位以内・全国大会入賞した団体、または個人を指導した指導者。

(3) スポーツ功労賞 (年齢40歳以上の者。表彰された後、下記の年数に達した者。)

- ①本会の会長・副会長・理事長として6年以上勤続した者。
- ②本会の役員として10年以上勤続した者。
- ③加盟団体の会長・副会長・理事長として6年以上勤続した者。
- ④加盟団体の役員として10年以上勤続した者。但し、女性役員については6年以上勤続した者。

(4) 優良スポーツ団体賞

八重山郡のスポーツの発展に貢献した功績が顕著な団体。

(5) 特別賞

優秀競技者賞を受賞した者で、特に顕著な活躍が認められた団体、または個人。

(表彰者)

第3条 表彰は、八重山郡体育協会長が表彰状を授与する。

(表彰の期日)

第4条 表彰は、毎年1月の八重山郡体育協会賞授与式の場で行う。

第5条 加盟団体は、第2条の各項に該当し表彰に値すると思われる団体または個人の資料を指定期日までに、体協事務局へ提出する。

第6条 被表彰者の決定は、表彰委員会で行う。表彰委員は、八重山郡体育協会正副会長、理事長、加盟団体長代表3名で構成する。

加盟団体長3名については、輪番制とし、会長が委嘱する。

付 則

1. この規程は、平成12年5月11日全面改正。
2. 従来の八重山郡体育協会表彰規程（平成10年4月1日制定）および八重山郡体育協会賞規程（昭和56年4月1日制定）は廃止する。
3. 平成12年12月9日一部改正。
4. 平成18年12月6日一部改正。
5. 平成27年6月25日一部改正。